

信州大学医学部附属病院研修医研修記録取扱要領

(目的)

第1 この要領は、信州大学医学部附属病院（以下「本院」という。）研修医に関する研修記録の内容を定め、適正に保存することを目的とする。

(内容)

第2 研修記録の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 研修医は、E P O Cの各項目を入力するものとする。
- 二 指導医は、研修医がE P O Cに入力した項目に対し、研修評価を行い入力する。
- 三 レポートは、指導医及びプログラム責任者の確認のもと作成する。
- 四 C P C症例については、担当症例の主たる診療科（部）及び教室の担当教員（臨床検査部，分子病理学教室，病理組織学教室，神経難病学教室のいずれか）に作成したレポートの確認を受けたのち，プログラム責任者に提出する。

(保存年限)

第3 第2により作成した研修記録の保存期間は、プログラム修了後5年間とする。

(管理)

第4 研修記録の管理は、信州大学医学部学務・臨床研修 G 臨床研修係（以下「臨床研修係」という。）にて行う。

(閲覧)

第5 研修記録は、必要に応じ自身の記録に限り閲覧できる。閲覧の際には、臨床研修係に申請する。

(複製)

第6 複製は、原則として認めない。ただし、止むを得ない場合には、臨床研修係に申請のもと複製を許可する。

(個人情報)

第7 研修記録の扱いは、記載情報が研修医の個人情報であることに留意し配慮する。

附 則

この要領は、平成29年11月3日から実施する。